

日本DPO協会 第33回個人情報保護セミナー
講演「プライバシーとテクノロジーをめぐる議論の現在地」
講師：森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
当協会顧問 岡田 淳 先生

2024年11月28日（木） 15:00～16:00

挨拶「テクノロジーの進化と抵抗感」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

テクノロジーの進化と抵抗感

- 岡田 淳先生のテーマ「プライバシーとテクノロジーをめぐる議論の現在地」
- テクノロジーの進化と施策の歴史の例
- コンピュータ導入をめぐる

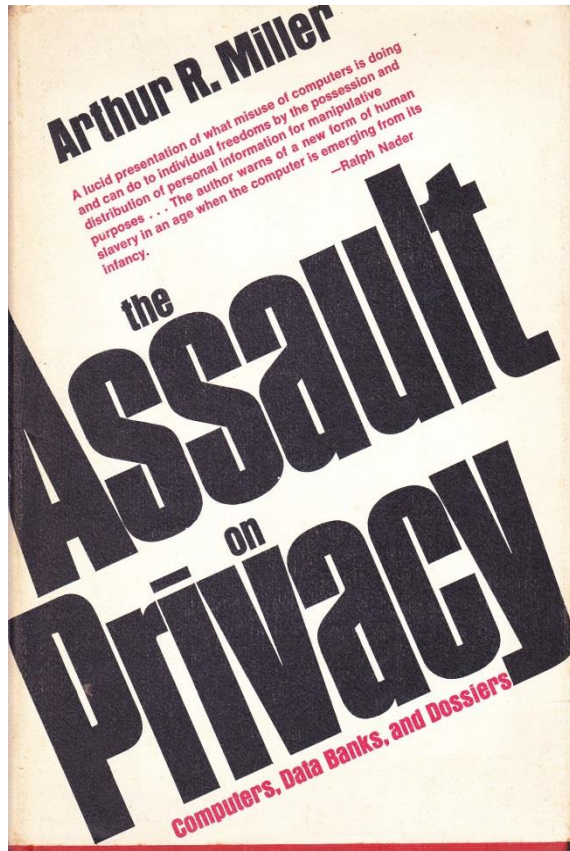
日本の自治体のコンピュータ導入

- 自治体におけるやや本格的なコンピュータ導入は、1960年ころから始まった。例えば、大阪市では1960年12月、京都市では1961年4月にコンピュータ導入が行われた。次いで、神奈川県では1963年2月、東京都では1963年10月、大阪府では1964年4月にそれぞれコンピュータが導入された。そして、1960年代の後半には、コンピュータ利用団体は急速に増加し、1971年度以降は、全都道府県が自ら導入するか又は委託するかによってコンピュータを利用するようになり、1978年度以降になると、全都道府県が自ら導入するようになった。また、市町村レベルでは、1979年4月1日現在までの数字でみるならば、**全市町村3278団体の87.0%に当たる2851団体**が利用するに至った。**【現在1,718市町村（市 792 町 743 村 183）】**……。その後も利用団体数は増加し、今日では都道府県、特別区、指定都市、及び市の利用率は100%、町村のそれもほぼ100%とってよいであろう。
- 堀部政男『自治体情報法』（学陽書房、1994年）6頁

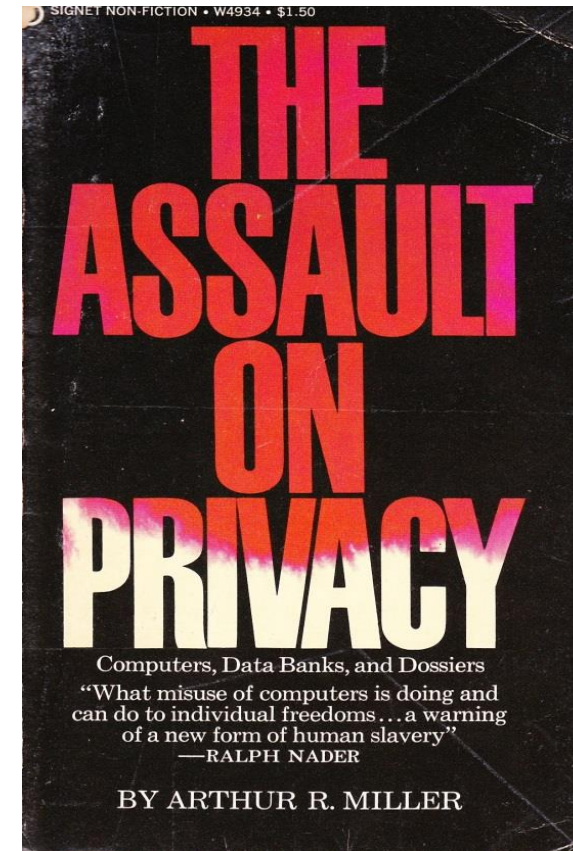
アメリカの70年代前半

Arthur R. Miller, *The Assault on Privacy* (1971)

Arthur R. Miller, *The Assault on Privacy* (1971)
hardcover



Arthur R. Miller, *The Assault on Privacy* (1971)
paperback



Arthur R. Miller (Wikipedia)



- Born June 22, 1934 (age 90)
- Brooklyn, New York City, New York, U.S.
- Alma mater University of Rochester (BA)
- Harvard University (LLB)
- Scientific career
- Fields Civil procedure, Copyright law, Unfair competition law, Sports law
- Institutions New York University School of Law

アーサー・R・ミラー教授との面談①

- アーサー・R・ミラー教授は、私が日本人であることから、「今年（1973年）2月に日本のテレコミュニケーションズ・ワーカーズ・ユニオンの招きで日本に行き、東京、京都、広島で開かれたコンファランスで講演をしてきました」と切り出した。そして、「日本もすぐにアメリカと同様な問題に直面するでしょう」と語った。「8月にイギリスからアメリカに来ましたので、日本のコンファランスについては知りませんでした」と答えた。1974年に帰国してから調べてみた。

アーサー・R・ミラー教授との面談②

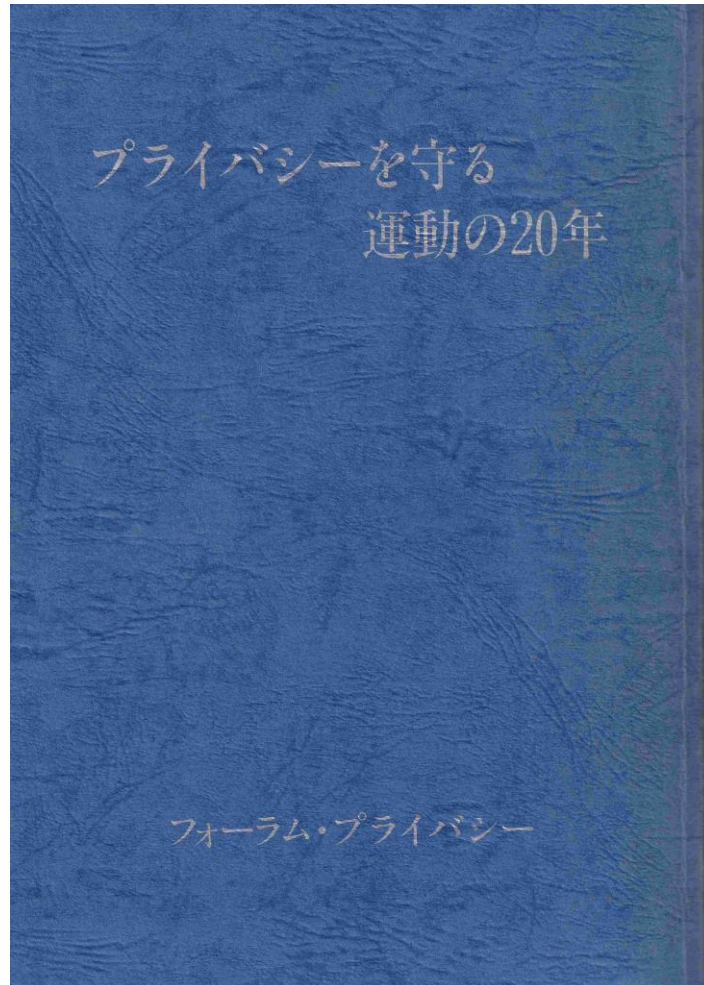
- ミラー教授は、連邦では、プライバシー保護法をどうするかという議論があり、また、マサチューセッツ州でも近くプライバシー保護を検討する委員会ができることについて話してくれた。連邦議会議員の名前をあげ、秘書に連絡先を出してほしいというのと、秘書は、タイプライターで議員名と連絡先を打って持ってきてくれた。また、マサチューセッツ州については、ボストンの州政府で委員会の準備をしている職員の氏名と電話番号を秘書がタイプしてくれた。
- ミラー教授の示唆で、連邦議会議員には手紙で資料の送付をお願いし、マサチューセッツ州についてはボストンにある州政府の担当者に電話をして、会うことにした。マサチューセッツ州の担当者は弁護士で、様々な資料を集めていた。その一部をいただいた。

コンピュータ導入への抵抗感

- 日本では、このようにコンピュータ化が進む中で、反コンピュータ闘争が繰り広げられるようになった。
- 1972年「国民総番号制に反対しプライバシーを守る中央会議」結成

「国民総背番号制に反対し、プライバシーを守る中央会議」の記録(1993年)

フォーラム・プライバシーに名称変更



国民総背番号制反対ニュースの例(次頁)

- No. 2(昭和48年1月30日)
- 「コンピュータの便利さと人間の尊厳はひきかえにできない」
- 「中央会議」具体的活動内容をきめる」
- 「アーサー・R・ミラー教授を招き」
- 「二月十九日から講演会とパネル・ディスカッションを」
- 「東京など三都市で開催」
- 「『情報化』と人間の尊厳—国民総背番号はなにをもたらすか」

国民総背番号制反対 ニュース

No 2

昭和48年
1月30日

東京都千代田区神田駿河台三の六
全電通労働会館内
国民総背番号制に反対しブライ
バシーを守る中央会議
(電話) 東京・二五三二九四一(代)

「中央会議」具体的活動内容をきめる

「国民総背番号制に反対しブライバシーを守る中央会議」(略称「総背番号制反対中央会議」)は、昨十二月二十七日に代表委員会を開催、さらに一月八日に事務局および役員打合せを開き、当面の具体的な活動内容をつぎのとおりきめました。

一 中央会議の運動の柱と時期の設定について

1 調査活動

現在、中央会議の資料は極めてとぼしく、センダーとしての役割、運動を進める立場からも、すみやかに全国的な調査活動、資料整備が必要で

す。

(一) 地方自治体を対象に地域別、内容別に調査対象を選定します。

(二) 時期として、第一次は一月中旬・下旬にむけて実施、以下順次計画実施します。

作業は三組合が協同して行ないます。

なお、二月予定のシンポジウムにむけ、一定の資料が提供出来るよう、早急にとりくみます。

(三) 国家機関における実施内容のはあくは調査と

とりくみを行なうことを前提として、別途検討することとします。

2

地方組織との関係

既に発足をしている地方の共闘組織あるいは団体は、その数も少なく、民間形態(広島)、市民団体(東京各区)などさまざまです。

(一) 中央会議と、地方組織との関係は当面の考え方としていわれる、上部・下部の関係ではなく、それぞれの性格を尊重し合ったなかでの「協力関係」とすることとし、中央会議は地方組織、団体に対し、情報交換、資料提供、調査分析、学習会、組織化などの交流を行なうこととします。

(二) 右の前提で、中央会議への参加を呼びかけま

す。

(二) 必要と判断される地域や条件のある地域の組織化について、中央会議は具体的指導を行ないます。

二 当面の行動について

1 参加の呼びかけ

学職経験者、労働組合、各種団体に対し幅広く呼びかけを継続します。

2 教育、宣伝活動

(一) 手引き、リーフレット、ビラ……、二月中旬に予定する署名運動にも活用する。

(二) ポスター……。中央会議発足と運動の呼びかけ。背番号制の本質。シンポジウムの開催、以上三点を盛り込んだポスターを早急に作成し、労働組合関係、各種団体の他、開催地街頭にも掲示します。

三 シンポジウムの開催……別紙の通り

四 署名運動と国会対策

四月に予定される通常国会にむけて、全国的規模で請願署名の運動をおこします。

(一) 時期は二月中旬・三月中旬集約とし、原則として県庁所在地で行ないます。

なお、同時に自治体に対する条令要求にも活用出来る内容の署名様式とします。

(二) 国会対策

いわゆる「情報基本法」の制定にむけて、社会党総評を中心に国会対策を強めます。委員各位の協力を前提としながら、主として事務局長がこれにあたります。

五 その他

1 評議員の選出について

地方団体などを含め、参加の拡大をはかった後検討します。それ迄の間、代表委員会、事務局会議で運営します。

アーサー・R・ミラー教授を招き

二月十九日から講演会とパネル・ディスカッションを
東京など三都市で開催

「背番号反対中央会議」では、かねてから諸外国の著名な専門家を招き、国民総背番号制反対の運動を盛り上げることを計画し、人選をいそいでいました。このたびアメリカのハーバート大学法律学教授アーサー・R・ミラー氏(略歴などは別項のとおり)

を招き、講演会とパネル・ディスカッションを開催することになりました。

ミラー教授をアメリカから招き出すのは、①アメリカのコンピュータ保有台数は世界一であり、②各企業におけるさまざまな形のコンピュータ導入はもとよ

コンピュータの便利さと人間の尊厳はひきかえにできない

「情報化」社会と人間の尊厳

一 国民総背番号制は
なにをもたらすか —